

第4章 補則

(共済契約締結の代理等)

第27条 当会は、共済契約の締結の代理又は媒介の業務を行う者を置くことができる。

2 前項により委任できる業務は、次のとおりとする。

- (1) 共済契約の締結の代理又は媒介及び解除
- (2) 会費の收受又は返還
- (3) その他共済契約に関する業務

(共済加入確認書の記載事項)

第28条 共済加入確認書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 当会の名称
- (2) 団体の名称及び共済契約者の氏名
- (3) 被共済者を特定するために必要な事項
- (4) 共済期間の始期及び終期
- (5) 共済契約締結日
- (6) 共済加入確認書の作成日

2 前項の共済加入確認書には、当会の理事長が記名押印する。

(共済契約申込書の記載事項)

第29条 共済契約申込書には、次に掲げる事項を記載する。

- (1) 申込者の名称、代表者の氏名、住所、連絡先
- (2) 申込年月日
- (3) 加入者の見込み数及び收受する会費の見込み額
- (4) 担当者の氏名、役職、連絡先

2 前項の共済契約申込書には、申込者の代表者が署名し、又は記名押印する。

(費用の負担)

第30条 当会は、共済金を請求する際に添付する診断書及び診療状況書に要する費用を文書料として、共済金の受取人に支払うものとする。

2 前項の規定により、当会が支払う費用は、被共済者1人につき1回の災害について、2,500円を上限とする。

(共済金請求の代理)

第31条 被共済者に共済金を請求できない事情がある場合で、かつ、共済金の支払を受けるべき被共済者の代理人がないときは、次に掲げる者のいずれかがその事情を示す書類をもってその旨を当会に申し出て、当会の承認を得たうえで、被共済者の代理人として共済金を請求することができる。

- (1) 被共済者と同居又は生計を共にする配偶者（法律上の配偶者に限る。）
- (2) (1)に規定する者がいない場合、又は(1)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、被共済者と同居又は生計を共にする三親等内の親族
- (3) (1)及び(2)に規定する者がいない場合又は(1)及び(2)に規定する者に共済金を請求できない事情がある場合には、(1)以外の配偶者（法律上の配偶者に限る。）又は(2)以外の三親等内の親族

(共済契約の無効)

第32条 共済契約者が共済金を不法に取得する目的又は第三者に共済金を不法に取得させる目的をもって共済契約を締結した場合には、共済契約は無効とする。

(共済契約者による契約の解除)

第33条 共済契約者は、当会に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとする。

(重大事由による解除)

第34条 当会は、次のいずれかに該当する事由がある場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができるものとする。

- (1) 共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、当会にこの共済契約に基づく共済金を支払わせることを目的として災害を生じさせ、又は生じさせようとした場合
 - (2) 被共済者又は共済金を受け取るべき者が、この共済契約に基づく共済金の請求について、詐欺を行い又は行おうとした場合
 - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者が、(1)及び(2)の事由がある場合と同程度に当会のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
- 2 前項の規定による解除が、災害の発生した後になされた場合であっても、第36条の規定にかかわらず、前項の(1)から(3)までの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した災害に対しては、当会は、共済金を支払わないものとする。この場合において、既に共済金を支払っていたときは、当会は、その返還を請求することができる。

(被共済者による共済契約の解除請求)

第35条 次のいずれかに該当するときは、その被共済者は、共済契約者に対しこの共済契約を解除することを求めることができるものとする。

- (1) この共済契約の被共済者となることについての同意をしていなかった場合
 - (2) 共済契約者又は共済金を受け取るべき者に、前条第1項(1)又は(2)に該当する行為のいずれかがあった場合
 - (3) (2)のほか、共済契約者又は共済金を受け取るべき者が、(2)の場合と同程度に被共済者のこれらの者に対する信頼を損ない、この共済契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせた場合
 - (4) この共済契約の被共済者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合
- 2 共済契約者は、前項(1)から(4)までの事由がある場合において、被共済者から前項に規定する解除請求があったときは、当会に対する通知をもって、この共済契約を解除しなければならない。

(共済契約解除の効力)

第36条 共済契約の解除は、将来に向かってのみ効力を生じる。

(共済契約の失効)

第37条 共済契約者が会費を当会が指定する日（以下「払込期日」という。）までに払い込まなかった場合には共済契約は失効する。

- 2 当会は、払込期日までに共済金の支払事由が発生した場合においても、払込期日までに会費が払い込まれないときは共済金は支払わないものとする。

(会費の返還)

第38条 当会は、会費を受領した後に、次に掲げる返還する事由が生じた場合は、次のとおり会費を返還する。ただし、返還額が、返還の際の振込手数料を下回る場合は、返還しないものとする。

- (1) 異動により、被共済者としての資格を失った場合は、未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。
- (2) 共済契約が無効の場合には、当会は、会費の全額を返還する。ただし、第32条の規定により共済契約が無効となる場合には、会費を返還しない。
- (3) 第33条の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。
- (4) 第34条第1項の規定により、当会が共済契約を解除した場合には、会費を返還しない。
- (5) 第35条第2項の規定により、共済契約者が共済契約を解除した場合には、当会は未経過期間に対し月割をもって算出した会費を返還する。

(死亡共済金受取人の変更)

第39条 共済契約締結の後、被共済者が死亡するまでは、共済契約者は、被共済者からの申し出により死亡共済金受取人を変更することができる。

- 2 前項の規定による死亡共済金の変更を行う場合は、共済契約者は、その旨を当会に通知しな

ければならない。

- 3 前項の規定による通知が当会に到着した場合には、死亡共済金受取人の変更は、共済契約者がその通知を発したときにその効力を生じたものとする。ただし、その通知が当会に到着する前に当会が変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払った場合は、その後に共済金の請求を受けても当会は共済金を支払わないものとする。
- 4 本条第1項の規定により、死亡共済金受取人を被共済者の法定相続人以外の者に変更する場合は、被共済者の同意がなければその効力は生じない。
- 5 死亡共済金受取人が被共済者が死亡する前に死亡した場合は、その死亡した死亡共済金受取人の死亡時の法定相続人を死亡共済金受取人とする。

(会費の構成等)

第40条 会費は、共済掛金（共済事業とその付随事業に充当する。）と、その他の会費（共済事業とその付随事業以外の事業に充当する。）で構成する。なお、共済掛金の設定は別に定める。

(時効)

第41条 共済金を請求する権利は、共済金請求権が発生した日から3年間手続がなされないときは、時効によって消滅する。

附 則

- 1 この規程は、鹿児島県教育委員会の認可のあった日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。